

# 役員等報酬規程

社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団<sub>財団</sub>東京都同胞援護会

# 社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会（以下「本会」という。）の役員等の報酬等について定めたものである。

(定義)

第 2 条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員をいい、旅費とは交通費及び宿泊費をいう。

(理事長並びに常務理事の報酬)

第 3 条 常務理事に対しては、つぎの役員報酬表に定める報酬を支給する。

役員報酬表 (月額)

号 給	1	2	3	4
報 酬	350,000	400,000	450,000	500,000

5	6	7	8	9
550,000	600,000	650,000	700,000	750,000

- 2 常務理事が通勤のため片道 2 Km 以上で、交通機関を利用し、その運賃負担が常例である場合に、その通勤用定期乗車券の 1 か月分相応額を月手当額とする。なお、手当にかえ定期乗車券の現物によりこれにかえることもできる。
- 3 常務理事については、つぎの賞与支給表に定める賞与を支給する。

賞 与 手 当 表

賞 与	夏期 報酬月額 × 1.5～2.0 冬期 報酬月額 × 1.5～2.0 ※支給率は、その都度理事会で定める。
-----	--

- 4 役員報酬表の号給の決定については、理事会の議決によるものとする。
- 5 理事長が非常勤である場合、その報酬額は、理事会の議決によるものとする。
- 6 常務理事の出張旅費については、給与規程の旅費を準用する。
- 7 理事長及び常務理事の報酬額の算定基準は、前職の役歴・在職年数等を勘案して決定するものとする。

(非常勤役員報酬等)

第 4 条 非常勤の役員等が、理事会、評議員会、幹部会等に出席の場合、監査実施の場合には、非常勤役員報酬等一覧表に定める報酬、旅費、宿泊費を支給する。

2 非常勤の役員等に対し、前項によらない報酬、手当等を支給する場合は、理事会の議決によるものとする。なお、支給基準は、前条第7項と同様とする。

非常勤役員報酬等一覧表

区 分	理 事 会 評 議 員 会 入札立会い 顧問会議 評議員選任 ・解任委員会 (日額)	特 別 業 務 会 議 等 (日額)	監 事 監 査	
			会 計 士 (月額)	そ の 他 (日額)
報 酬	1 1 , 0 0 0	2 2 , 0 0 0	2 5 0 , 0 0 0	2 2 , 0 0 0
交 通 費	交通機関運賃相応額 (都内及び隣県を除く)			
宿 泊 費	都外出張で宿泊を要する場合、その実費			

(災害補償)

第 5 条 役員等が業務従事中または通勤途上において負傷もしくは死亡したときは、常勤役員災害補償制度及び非常勤役員見舞金補償制度による補償を行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。